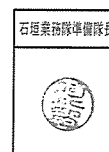


石垣 (R 4) ボイラーリース



件名	石垣 (R 4) ボイラーリース			図面番号	1 / 3
図面名称	表紙			作成年月日	R 4. 8. 1
業務隊長	管理科長	施設準備班長	科付専門官	施設準備係	作成者
			後 関		那覇駐屯地業務隊管理科 防衛技官 西元 美緒
那覇駐屯地業務隊 管理科					

仕 様 書

- 1 件 名 石垣(R4)ボイラーリース
 2 場 所 沖縄県石垣市宇平得大俣 陸上自衛隊石垣駐屯地(仮称)
 3 概 要

屋外にリース用ボイラーを設置し、運用できる状態とする。概要は、下表のとおりとする。

項 目	規 格	数 量
小型貫流ボイラー設置	換算蒸発量：100kg/h 燃料種類：灯油又は軽油 軟水装置、薬注装置、オイルサービスタンク込 耐重塩害仕様	1基
電気設備	電源引き込み	1式
機械設備	蒸気配管・給水配管・ドレン配管・給油配管	1式

4 リース期間等

- (1) 設置期間(届出含む)：契約締結日から令和5年2月28日(基準)
 (2) リース期間
 ア 令和4年度：設置完了から令和5年3月31日
 イ 令和5年度：令和5年4月1日から令和6年3月31日(別途契約)
 ウ 令和6年度：令和6年4月1日から令和6年5月31日(別途契約)
 (3) 解体期間：令和6年6月以降(別途契約)

5 一般事項

- (1) 本仕様書に記載無き事項及び用語の定義については、以下によるものとする。
【国土交通省大臣官房官庁営繕部監修】
 ・公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編) 最新版
 ・公共建築改修工事標準仕様書 (電気設備工事編) 最新版
 ・公共建築設備工事標準図 (電気設備工事編) 最新版
 ・公共建築工事標準仕様書 (機械設備工事編) 最新版
 ・公共建築改修工事標準仕様書 (機械設備工事編) 最新版
 ・公共建築設備工事標準図 (機械設備工事編) 最新版
- (2) 設計図書の数等は、設計数量であり、着手に先立ち現地・現物・原寸を確認し施工するものとする。
 (3) 時期及び実施工程等は、事前に係官と打合わせを実施するものとする。
 (4) 本役務の写真は着工前・竣工後及び係官の指示する箇所を撮影し、完了後隠蔽となる部分は確実な写真管理を実施するものとする。役務完了後、A4判写真帳に整理して1部係官へ提出するものとする。提出する写真については鮮明な写真を添付するものとする。
 (5) 役務に際して他の箇所に損傷を与えないように十分注意して実施し、万一損傷を与えた場合は、請負者の責任において速やかに原形に復旧するものとする。
 (6) 本仕様書及び役務に際し、疑義が生じた場合は係官と協議の上実施するものとする。
 (7) 役務にあたっては、火災予防、安全管理に十分留意するものとする。
 (8) 使用する材料は事前に係官の承認及び検査を受けるものとする。
 (9) 本役務に使用する電力及び水道は請負者が準備するものとする。
 (10) 作業に際しては、官側の入門規則に従うこと。

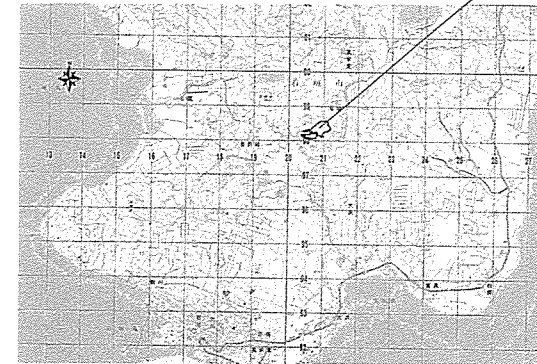
6 特記事項

- (1) 共通事項
 ア 石垣駐屯地(仮称)は沖縄防衛局発注において各種工事が進行中のため、係官の指示及び現地の運用に従うものとする。
 イ 請負業者は、ボイラー設置に必要な官公署等への諸手続きを実施するものとする。
 ウ 請負業者は、事前に工程表を作成し、係官の承認を得るものとする。

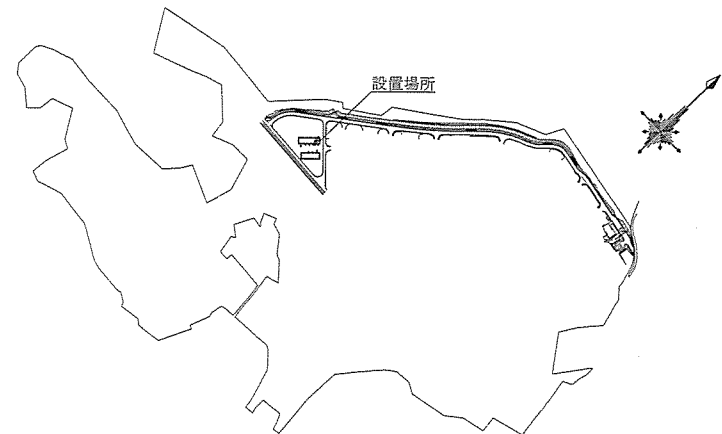
エ 本役務で設置するボイラー本体の台風対策として、基準風速46m/sに耐えうる仕様とし、基礎にアンカーボルト及びワイヤーなどによる固定を実施するものとする。

- (2) 電気設備
ボイラー用の電源は、既設配電盤を利用し配線するものとする。
 (3) 機械設備
給水配管については、既設の給水管を利用しボイラーに接続するものとする。その他細部は係官と協議するものとする。
 (4) その他
ボイラー撤去後は原状復旧を行うものとし、細部については、係官と協議を行うものとする。

石垣駐屯地(仮称)

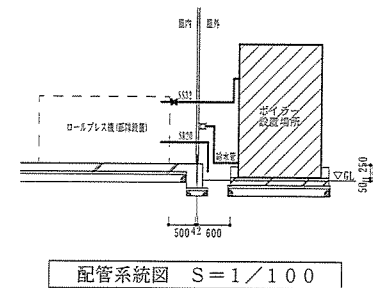
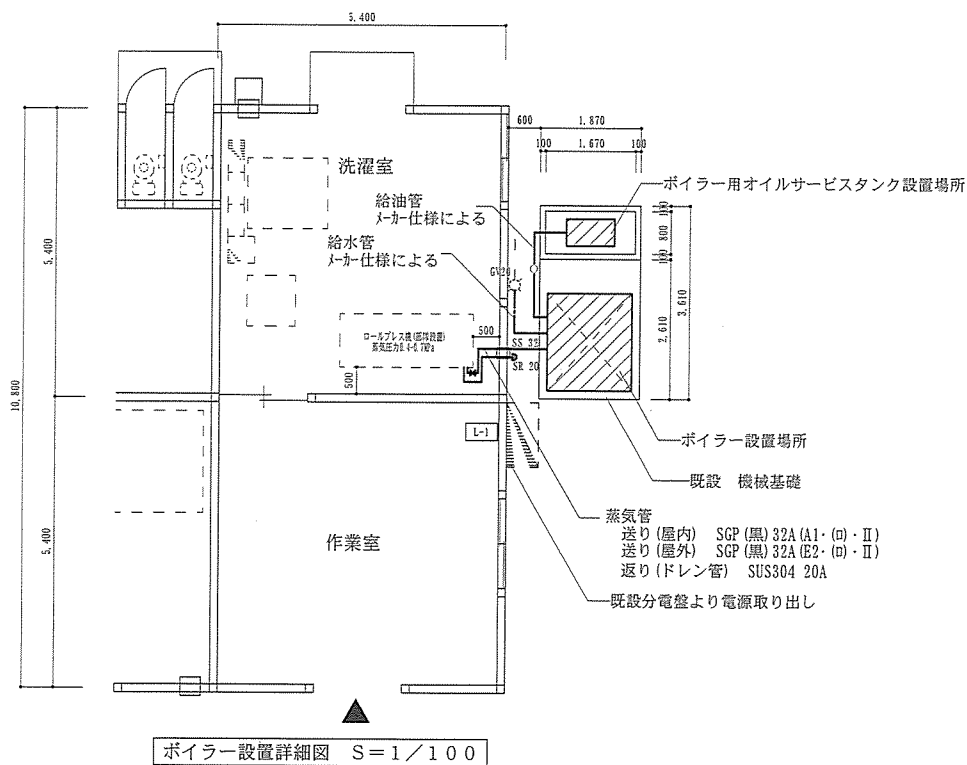
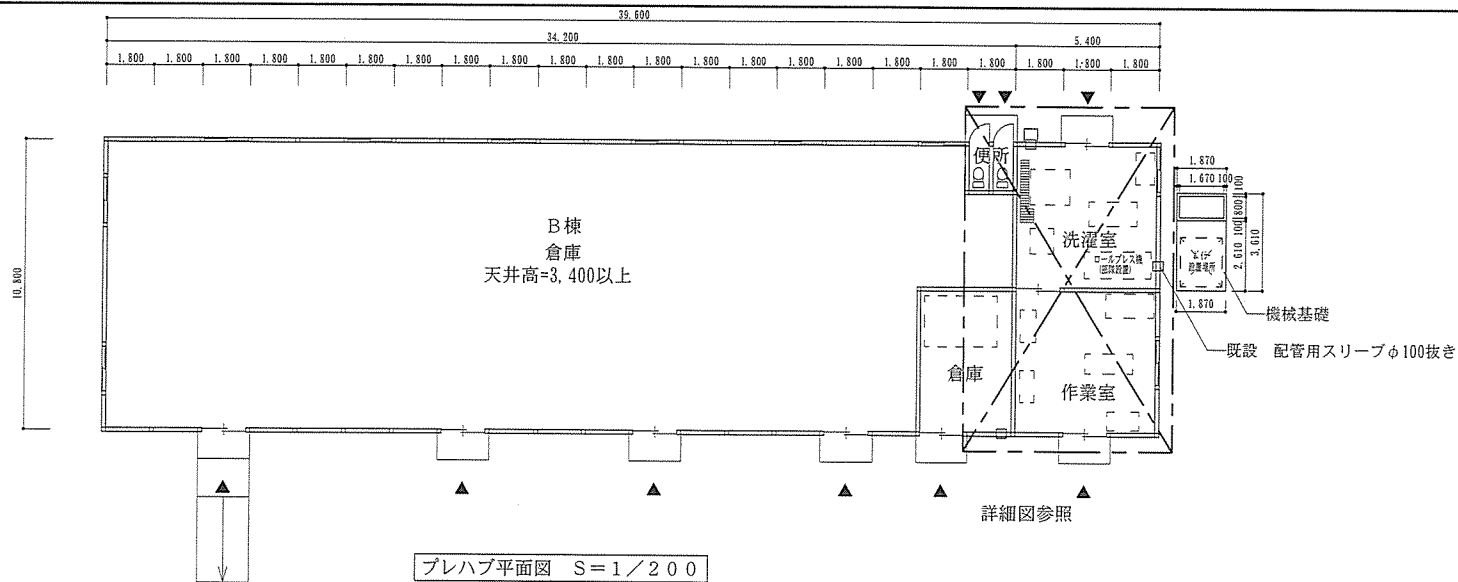


案内図 S = 1 / X



配置図 S = 1 / X

件 名	石垣(R4)ボイラーリース		
図面名称	仕様書、案内図、配置図	縮 尺	図 示
那覇駐屯地業務隊 管理科	図面番号	2 / 3	



件名	石垣(R4)ボイラーリース		
図面名称	プレハブ平面図・ボイラー設置詳細図 配管系統図	縮尺	1/200, 1/100
那覇駐屯地業務隊 管理科	図面番号	3/3	